

社会福祉計画の変遷と今日的課題

—ソーシャルワークの視点において—

野田 秀孝

The change of the Social Welfare Plan and the Problem having
to do with Today

—From the viewpoint of the social work—

Hidetaka NODA

E-mail: noda@edu.u-toyama.ac.jp

[摘要/Abstract]

The social welfare plan is converting into the social planning, the social welfare plan and moreover the community welfare plan from the economic plan in the administrative plan in Japan. The great reform of the social welfare in the second half of the 1970s is connecting with the big change of the whole society. This paper reviews the problem of the social welfare plan in the future.

キーワード：経済計画，社会計画，社会福祉計画，ローカルガバナンス

keywords: Economic plan, Social planning, Social welfare plan, Local governance

I はじめに

2007年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正では、1988年の法制定からほぼ20年を経て、社会情勢の変化、社会福祉の法・制度、福祉サービスが大きく転換した。また、更に深刻化する少子高齢化人口減少化社会において、国民の期待する社会福祉実践者の養成を目的に抜本的な見直しが行われた。その見直しの中で、「福祉行財政と福祉計画」という科目が設けられた。

この「福祉行財政と福祉計画」の科目が設定された背景には、社会福祉が社会の制度・システムとして定着していること。また、福祉行財政と社会福祉計画が単に制度として国からトップダウンとして提供されることではなく、制度・システムを住民ニーズに応じて運営・管理することが社会福祉実践者に要求されていると考えられる。そのためには社会福祉計画を官民協働で作り上げることが必要とされる。

これまでの社会福祉教育の中で、社会福祉計画は社会福祉援助技術の一つとして教育される内容であった。今改正で独立した科目となったことは、住民や福祉サービスの利用者が、行政における社会福祉専門職の活躍を期待していることでもある。

本論は、社会福祉計画を社会福祉分野の観点から、政治学的、財政学的、行政学的な分析ではなく、ソーシャルワーク的視点から論じることとする。

社会福祉計画は、日本の行政計画の中で、経済計画から社会計画、社会福祉計画さらには地域福祉計画への転換をしている。1970年代後半からの社会福祉の大変革は、社会全体の大きな変動と結びついている。それらを概観しながら、今後の社会福祉計画の課題を考察する。

II 我が国の社会福祉計画の変遷

我が国の社会福祉計画は、経済計画の中に内包されながら、社会経済の変遷とともに発展してきている。野口定久は、「経済計画は経済開発の課題を解決し、そのマイナス面を社会計画が補完するという経済開発と社会開発の相互補完関係において整理されていく。社会計画は社会政策の課題解決を図る中で、生活問題を中心とした社会福祉計画に接近していく。社会福祉計画は個人や家族の生活問題の解決に迫られる課題の中で福祉サービスの基盤整備から、地域を基盤とした社会福祉計画へ展開していくとしている。¹⁾」として、経済計画と社会計画、さらに社会福祉計画を説明している。このことは当初貧困

対策として位置づけられていた社会福祉政策が、社会の構造的変化と人々の生活構造の変化に伴って、貧困対策や経済対策としてとらえきれなくなっていく中で、基盤整備型から問題解決型の社会計画に変遷したことを意味する。更には、低経済成長、少子高齢化社会の到来とともに、地方公共団体、社会福祉関係者、住民などによる地域を基盤とした協働社会への転換とともに、参加型の社会福祉計画へ変遷していく歴史的転換と考えられる。

以下に各年代について、概観する。

1950年代は、第2次世界大戦の荒廃から抜け出し、1960年代の高度経済成長に向かって経済優先の政策を推進する時期であった。1951年の社会福祉事業法制定によって、社会福祉事業とその実施体制が法定化された。これによって社会福祉の主体及び体制の確保を目指し、措置制度とともに整備するために1955年「社会保障5カ年計画」を制定した。この時期の最優先課題は戦後の貧困対策の解決であり、経済的な貧困対策を中心に進めることにあった。

経済計画においては1955年の経済自立5カ年計画及び1957年の新長期経済計画は世界経済の中での進出を可能にするために、金融及び財政の構造の確立と産業基盤の整備を軸にした高度経済成長を可能にするための計画である。これらは1960年の「国民所得倍増計画」につながり、高度消費社会の到来をもたらした。また、国土総合開発法に基づき、産業基盤整備を目標とした計画として、1962年に全国総合開発計画、1964年には新全国総合開発計画を策定した。これらの計画は全国総合開発計画を頂点に諸々の長期計画、地域開発計画、市町村行政計画といった中央から地方へのトップダウン型で進められ、経済・地域開発中心の政策が進められた。その結果地域の開発ブームが起こりさまざまな開発がおこなわれ、公害や環境破壊、健康被害が続出することとなった。

経済優先の政策のなかで社会福祉の計画もこの国土総合開発計画に包括された。経済の自立から極大成長を目指し生活水準の向上と完全雇用を目指した経済計画は、1965年の「中期経済計画」において、ひずみを是正する必要に迫られ、1967年の「経済社会発展計画40年代への挑戦」では、均衡がとれ充実した経済社会への発展が目標とされた。

一方、1969年の地方自治法改正によって、市町村は基本構想を策定し、これを議会で議決すること

とされた。これによって市町村は長期的視野に立つ基本構想と、基本構想を実現する中期的な基本計画及び短期的な実施計画を策定することとなった。このような地方分権の動きも、地域における社会福祉のあり方に大きな影響を与えたと考えられ、社会福祉分野の行政計画も市町村の中で、基本構想の下に各部門計画へと整理されていくこととなった。この時期の計画には、経済政策によって国民生活が豊かになることと、その財源による福祉国家の実現が政策目標に挙げられていた。しかしながら社会福祉の政策実現は優先度の低いものであり、経済成長の必要性が強調されていた。

1970年代は、経済優先の高度消費社会の負の部分として、過疎過密問題、公害問題などのさまざまな社会問題が表面化するとともに、経済発展的にはオイルショックを契機に低経済成長へと転換していくこととなる。

1970年「新経済社会発展計画」は均衡のとれた経済発展を通じる住みよい日本建設を目標にし、1973年「経済社会基本計画」では国民福祉の充実と国際協調の推進の同時達成を目標とした。この時期においては公共投資中心の高度成長志向の計画であり、国土総合開発法に基づく計画と相まって、公害被害、環境破壊といった社会のひずみが増大することとなり、社会計画との調整が必要になったと考えられる。1977年の「第三次全国総合開発計画」は人間と自然との調和のとれた人間居住の総合的環境」を計画的に整備することを基本的目標とし、「定住圏構想」を提起し、福祉的な考え方を取り入れてはいる。大都市抑制、地方振興を柱とした。民間資金の投資を図るなどの、財政負担の問題に踏みこんでいる。1976年「昭和50年代前期経済計画」では我が国経済の安定的発展と充実した国民生活の実現を目標とし、1979年「新経済社会7カ年計画」は、経済運営の基本方向のひとつとして、「新しい日本型福祉社会の実現」を掲げ、個人の自助努力、家庭や地域での相互連帯を基盤とした福祉社会と効率のいい政府が適正な公的福祉を重点的に保障するといった日本型福祉社会を提起している。これは1977年の「第三次全国総合開発計画」とともに、大規模開発、都市集中の反省をもとに、生活の質を中心とした課題に対応することとなった。

社会福祉分野においては1973年に「福祉元年」を発表し、1975年には高福祉負担による福祉国家

作りが主張されたが、1973年のオイルショック以降の福祉見直し論から「日本型福祉社会」へ、施設福祉から在宅福祉への政策転換として捉えられる時期である。1960年代から1970年代初頭の高度経済成長を背景とした社会福祉の拡大と発展は、国の財政負担を前提にしていた。そのため高度経済成長が終焉し、低経済成長期に入ると、国庫補助の削減を柱に、財政合理化を進める必要から福祉的には後退と考えられる政策の転換となった。具体的には、自助努力、地域連帯を軸に私的な努力を基盤としつつ、社会保障及び社会福祉などの公的な制度は、私的なものを補完すると位置づける方向性が示された。福祉国家の成立をめざした政策を大きく転換させる必要性があった。

1970年代の福祉国家批判に対して、古川孝順は、「ひとつには、福祉国家は、租税の拡大、預貯金の縮減、政府による規制の強化と政府への依存、民間活力の低下を招き、資本主義経済の停滞を招いたというものと、もうひとつは、福祉国家は、行政国家に不可避な中央集権主義や官僚主義の拡大、それに伴う停滞と非効率、民間による活動の縮減を招いているという批判であるとしている。ⁱⁱ⁾」と2つの側面があったとしている。世界的な景気後退の中で、福祉国家は後退を余儀なくされ、その後の市場原理への移行、民間活力の活用、自己責任の強化、民間の自主・非営利活動の奨励、福祉社会の活性化への論議へとつながっていった。このことは我が国にも影響を及ぼし、1980年代半ばの行財政改革へとつながったと考ええられる。

1980年代は、1981年の「国際障害者年」翌年の「国連障害者の十年」の国内行動計画として障害者施策としては初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定された。その一方で1980年代の福祉改革は、国庫補助の削減、受給資格の引き締め、受益者負担の拡大、民間活力の活用を軸に推進される。

経済計画においては、1983年には「1980年代経済社会の展望と指針」、1988年「世界とともに生きる日本一経済運営5カ年計画」において、グローバル化の中での日本と国際貢献を柱にした。1980年代後半のバブル経済と国際競争の陰で、国民の生活の質は後退することとなった。

1990年代は、我が国の財政は急激に悪化し、同時に少子高齢化の問題が表面化していく中で、経済

中心の計画から社会計画を主題とする行政計画が導入された。1992年「生活大国5カ年計画地球社会との共存を目指して」ではこれまでの経済計画から社会計画としての性格を帯び、生活大国への変革、地球社会との共存、発展基盤の整備を目標としている。1995年の「構造改革のための経済社会計画」では自由で活力のある経済社会の創造、豊かで安心できる経済社会の創造、地球社会への参画を目標としている。1997年の「経済社会のあるべき姿と経済新生の政策方針」では多様な知恵社会の形成、少子・高齢化人口減少社会への備え、環境との調和を目標としている。このことは低成長期時代に経済優先計画から社会計画への傾斜が進んできたといえる。

社会福祉分野では、1997年に社会福祉関係八法改正が行われ、地域福祉の推進、ノーマライゼーション理念の実現を目指し、市町村において高齢者保健福祉分野の入所及び在宅サービスを総合的に実施できる体制を整えるための法的整備が行われた。1982年「障害者対策に関する長期計画」、1986年「長寿社会対策大綱」、1989年「高齢者保健福祉推進十ヵ年戦略（ゴールドプラン）」策定といった一連の国レベル計画の策定と、機関委任事務の団体委任事務化などの地方分権化の促進をはかる方向が明確にされ、都道府県及び市町村に老人保健福祉計画の策定が義務付けられた。1994年児童の領域で「子育て支援総合計画（エンゼルプラン）」。1995年には「障害者プラン（ノーマライゼーション7カ年計画）」が策定され、これをもって社会福祉の主要な領域に行政の計画が策定されることになり、社会福祉の施策は計画行政に移行することとなった。

2000年以降は、1998年に中央社会福祉審議会社会福祉基礎構造改革分科会が「社会福祉基礎構造改革について（中間取りまとめ）」を発表し、社会の変化に対して戦後50年間維持されてきた社会福祉制度、即ち措置制度では十分な対応は困難であり、改革が必要としてその理念及び具体的な内容とともに社会福祉サービスを契約で利用することを示した。これを受けて2000年に「社会福祉の増進のための社会福祉事業法の一部を改正する等の法律」が成立した。社会事業法を社会福祉法に改称したのをはじめとして、個人の尊厳を尊重した地域自立生活支援という理念を制度的に具現化するという視点において、措置制度から契約制度への移行、利用者本位のサービス制度の確立、サービスの質の向上、地域住

民を主体とする地域福祉の推進の3つを主体とする改正を行った。具体的な方法として、都道府県に地域福祉支援計画、市町村に地域福祉計画の策定が努力義務として定められた。また、障害者分野では2005年障害者自立支援法が成立し市町村障害者福祉計画が策定義務化されたとともに障害者分野においても契約による福祉サービスの利用がはじまった。障害者基本法によって市町村障害者計画が2007年4月から策定が義務づけられた。これによって国、都道府県、市町村の3層による各福祉分野の計画策定が位置づけられた。

以上を要約すれば、1950年代から1970年代にかけての国民生活は、人口構造的に比較的若く労働人口も多く存在し、人口の流動性が高いという特徴がある。これにより労働者や若年人口が集中する都市部での過密、逆に労働者や若年人口が流出する農村部での過疎という現象が顕著になり大家族から核家族への転換も顕著であった。経済優先の施策の中で、経済成長を遂げ、人々の関心は上下水道の整備などといった快適さの確保、社会サービスとしての教育の充実に向けられた。都市部を中心にコミュニティ形成には、地域の要となる学校、文化施設、公民館などの充実、その機能強化が重要な役割を担った。

1970年代後半からは、人口の定住化とともに、人口の増減ではなく人口の高齢化が深刻な社会問題として指摘され始める。公害や疾病、それに伴う障害。高齢化に伴う介護などの生活困難が顕著にあらわれ、貧困対策としての社会福祉では解決できない問題が明らかに増え、「新たな貧困」として指摘された。地域における医療機関などの拠点整備が不可欠と考えられ、大家族から核家族への転換に伴う家族機能の変化から、自助では解決できない問題も増加し、地域福祉の充実も指摘され始めた。1980年代は、グローバリゼーションのなかで国民生活の質の低迷が起こり、「新たな貧困」の深刻化とともに、在宅福祉への転換が計られる中での、地域の医療機関・福祉施設の増加が目立つこととなった。

1990年代は、経済状況の急速な悪化、少子高齢化の表面化のなかで、中央政権主導の福祉政策から地方公共団体、特に国民生活に一番近いとされる市町村を軸に計画化を推進し、市町村老人保健福祉計画の中で、高齢者施設の建設が積極的に行われ、市町村を単位に、高齢者福祉サービスの基盤整備が進んだ。

2000年以降は、低経済成長と少子高齢化に象徴される社会変化の中、契約社会の浸透とともに社会福祉サービスの利用、自立生活の支援、地域での共助を強調する市町村単位での社会福祉運営に視点が移ってきている。我が国の社会福祉を遂行するための行政計画については、当初国による経済施策の一環としてとらえられ、その後低経済成長期には、自助努力の補完的役割を期待され、少子高齢化社会の到来に伴い、市町村を中心とした国民の自立支援を行うものとして変遷してきている。

このような社会福祉における行政計画の変遷と国民の社会生活の変遷を鑑みてみると、経済情勢の変化が大きな流れを作ってきていることも事実である。経済優先の我が国の風潮の中で、経済成長に支えられ1970年代までにある程度の福祉国家化を成し遂げた。一方で過疎過密、大家族から核家族などの生活構造の変化、経済の陰りと共に、国際的な福祉国家批判に巻き込まれ、福祉国家形成と福祉国家の危機を同時に迎えた。

行政計画も経済計画から社会計画への変遷が見て取れる。社会福祉計画においても、1990年代の限られた財政の中での社会福祉サービスの計画的な基盤整備から、2000年以降の地方分権と契約・利用といったサービス展開論の中での社会福祉サービスの運営管理の導入と、国民参加を求める地域福祉計画へと変遷している。

今日の社会福祉行政の中で、国がすべての生活場面で責任を持つ「福祉国家」的な施策は、経済的な側面から困難と考えられる。福祉国家的な行政施策をある程度残しながら、国民の参加という福祉社会の確立とともに、自立生活をするための支援をするといった参加型の福祉施策を展開しようとしていると考えられる。

III 地方分権と社会福祉計画の今日的意義

1990年代以降の大きな動きである地方分権と社会福祉計画について考察する。

我が国の今日的な分権改革は、1995年の地方分権推進法の制定に始まると考えられる。この法律によって地方分権推進委員会が発足し1998年までにこの委員会が第5次報告まで出している。これに基づき1999年地方分権推進一括法が制定され2000年から施行された。この改革は、地方への補助金の廃

止・縮小，地方交付税の総額抑制と簡素化，国から地方への財源の移譲を目指し，三位一体改革といわれた。澤井勝は，この改革について「1990年代に行われた地方分権化が中央政府と地方政府が縦系統ではなく水平的で対等な関係に再編されるというパラダイム転換がおこなわれ，ガバナンスが有効に機能する考え方に基づいて行われた。ⁱⁱⁱ」と指摘している。国がトップダウンで地方自治体をガバメント（統治）することから，地方分権化において，国，地方自治体との関係が対等平等にガバメント（共治）する関係を制度的に目指すものとして進められることとなったと考えられる。

社会福祉の分野では，1990年の福祉八法改正によって，施設福祉や在宅福祉サービスに関する権限が市町村に移譲され，市町村による老人保健福祉法の制定が義務化された。これによって社会福祉行政の責任は第一義的に市町村となった。社会福祉領域での分権化は，地方分権一括法以前よりはじまっていた。この市町村が計画を策定し社会福祉の充実を図っていく手法は，児童・障害者領域にも広がり，今日では地域福祉も含めて，社会福祉のすべての領域においてははかられている。このことは，社会福祉分野において，地方分権への転換は少なくとも1980年代後半には始まっていることを示している。しかしながらこれは財政的な根拠が薄く，権限委譲はされたが，市町村の裁量権は殆ど認められないものであった。

1990年代の計画は，福祉サービスの基盤整備を数値目標として達成する為に立てられてきた。2000年以降の地域福祉計画は地域福祉の推進を住民参加で推進するための計画である。

1990年代に主流となった基盤整備型の計画である高齢者保健福祉計画などの各分野計画のもとで全国的に福祉サービスが整備された。

2000年に社会福祉法が改正され，法の目的の中心に地域における社会福祉の推進，つまりは地域福祉の実現とした。その実現のために市町村に高齢・児童・障害などすべての領域を統合する位置づけの地域福祉計画の策定を努力義務とし，住民参加を地域福祉計画策定の重要な要件とした。

介護保険事業に代表される介護サービスは市場経済・契約制度への移行に伴いサービスへのアクセス距離がコストに反映する仕組みとなっており地域格差の拡大に至った。このような格差是正を地域福祉

計画において，地域にある社会資源としての福祉サービスを有効に活用し，住民とともに公正で効率的な地域における福祉を実現することが求められる。このような考え方を野口定久は，「新しい公共として，公セクター，民間セクター，市民・社会システムの三者の協働によって公共的諸問題を解決していく政治・経済・社会システムを地方自治体を中心となって構築していくこと。^{iv}」としている。

従来型の基盤整備計画で整備されてきた福祉サービス提供部門である社会福祉施設などの社会資源と，福祉国家型で作りに上げてきた制度政策は社会福祉運営・管理（ソーシャルアドミニストレーション）として展開されてきた。今日では契約・サービス利用といった多元的な福祉サービス供給体制の在り方に転換しているため，従来の社会福祉運営の方式ではなく，民間セクターと同じように開かれた運営・管理を行わなければならない。また，地縁血縁といった伝統的な地域活動とNPO・ボランティアといった新しい市民活動などを協働させることによって，新しい公共を作り出すことが必要である。

日本の地域福祉社会の変化の結果，老人福祉，児童福祉，障害者福祉などの縦割りではなく，領域横断的な地域福祉の考え方が社会福祉の世界で重視されるようになってくる状況のことを武川正吾は「地域福祉の主流化^v」と呼んでいる。更に，武川正吾は，地方自治における地域福祉の重要性を「現代の地方自治では，従来のガバメント（政府統治）からガバナンス（共治）への脱却が課題となっているが，地域福祉はまさにその試金石である。このため地域福祉は単に社会福祉の課題であるだけではなく，地方自治全体の課題となりつつある。また，地方自治法に定められた市町村の基本構想や基本計画自体が地域福祉計画としての性格を持ち始める。^{vi}」と指摘している。

第2次世界大戦後の経済計画から社会計画，社会福祉計画による基盤整備を経て，縦割りの領域にとらわれずに，住民参加による官民協働の計画づくりは，地域における社会福祉の推進に不可欠であり，地域福祉が社会福祉の主流となったと考えられる。

我が国の行政計画はその歴史的背景から，経済優先の開発型計画から，国民の生活に主眼を置く社会計画へと変遷し，社会計画から，少子高齢化などの社会的背景によって，社会福祉をどのように設計し運営していくかといった社会福祉計画に移行してき

た。

社会福祉計画においても、サービス基盤整備型の計画から、地域における福祉の実現の為の計画へと推移してきている。また、社会福祉分野において、分野ごとに細分化されてきた計画を統合的に進める必要性からも、地域、市町村を基盤とする住民参加型の計画策定に方向性が向いている。更に官民協働の考え方は、社会福祉に限らず市町村の基本的計画である基本構想、基本計画への波及している。このことはガバメントからガバナンスへの移行と符合し、地域を基盤としたローカルガバナンス（共同統治）の確立に向かっていると見える。

社会福祉を中央政府が準備して、国民の中で条件に合った者に適応させる従来型、貧困対策型の福祉政策から、すべての国民を対象に、契約によって利用していくサービスへの転換、国民が福祉の担い手としての社会への転換が始まっていると考えられる。

IV 社会福祉計画の課題

社会福祉の大きな改革は社会全体の大きな変動と結びついている。地方分権化のなかで、福祉サービスの地域間格差、共同体の崩壊によって生み出される社会的排除などの公共的な諸問題の解決が必要である。社会福祉施設に在宅福祉サービスを内包し、地域において包括的にサービスなサービス展開を可能にする地域システムを構築することが必要である。このような諸問題を新しい社会福祉計画である地域福祉計画の策定とともに、住民参加で解決していく方向性を示していかななくてはならない。

従来の社会福祉サービス基盤整備型の計画手法では、自治体の財政基盤による限界がある。また利害関係者の思惑などによって施策の優先性をつけられないなどの問題がある。

自治体の解体・合併への動きは、財政諮問会議「日本21世紀ビジョン」の最終報告では2030年の将来の日本像において、国土の均衡ある発展を転換し特定地域での人口集約化を促進することも示されている。このことは地方自治体にとって大きな変革と決断を迫ることになる。

地域再生と持続可能な地域コミュニティの構築をどのように行うのが重要な課題となる。国土交通省「過疎地域における集落の状況に関する調査（2006年4月、2007年1月中間報告）」によれば、

高齢者が半数以上を占める集落が12.6%、機能維持が困難となっている集落が4.7%、消滅の危機・可能性のある集落が全体の2割となっており、1999年の調査時よりも集落消滅が進んでいることをうかがわせる。

地域崩壊、集落消滅への歯止め、人口流出、人口減少をどのように食い止めるかが地方にとっての大きな課題である。このような地方の危機とは、生活機能の脆弱化、少子高齢過疎化、雇用機会の減少化によって加速されている。これらによって人口が流出する、人口流出によって人口の自然増が望めない（少子化）、人口の自然減が増大する（高齢化）そして人口が減少するといった悪循環が認められる。人口減少への対策は、住み続けたいという住民の意思を尊重し、生活機能を維持する社会基盤整備が必要である。人口減少によって、社会基盤の維持に対してひとりひとりの負担は増大する。生活機能の維持には、公共サービスを含めた維持が不可欠であるが、公平性と税の分配を基本とした医療や社会福祉などの市場では解決できない準市場との新しい関係を創出しなければならない。

財政破綻した北海道夕張市の事例に見るように、人口の流出化は、能力と機会のある人には可能性があり、社会的弱者にはハードルが高い。社会的弱者が地域に住み続けるには、公共空間の維持が不可欠である。そのためには社会的弱者を含めた地域雇用の創設が必要である。効率性を高めた地域経済の活性化が必要になる。公平性と効率性の両立を可能にしなければならない。

日本の伝統的な地域社会関係と新しいコミュニティ関係の整理も必要である。互酬（助け合い）の再構築、「おかげさま」「おたがいさま」の規範、日本の伝統的社会においての、直接的見返りは求めず他者への奉仕の気持ちとともに、将来自分が困ったときに他者が助けてくれるかもしれないといった期待がある。伝統的地縁血縁関係に存在するが、NPO・ボランティア活動の活動原理のなかにも互酬がみとれる。伝統的な地域社会関係と新しいコミュニティ関係は、かけ離れたものではなく基盤としているものには共通項があるため、ここでも新しい関係性を築くことが重要である。

社会福祉計画の今日的課題は、社会福祉法で示された社会福祉の目的である地域における福祉、即ち地域福祉の推進をどのように進めるかであり、その

ための地域福祉計画が必要になってきているといえる。

地域福祉計画は、新しい公共の構築とともに、住民参加で構築していくことが求められる。すなわちローカルガバナンス（共同統治）の構築が必要であると考えられる。

V おわりに

社会福祉計画は、社会全体の大きな変革の中で、大きく方向転換してきている。高度経済成長期において経済優先の政策の中で、貧困対策から社会的弱者のサービス提供を中心とする計画。少子高齢人口減少社会への対応として、社会福祉サービスの基盤整備を中心とする計画。低経済成長と少子高齢人口減少社会の到来とともに、地域を基盤とする住民参加によるシステムの構築のための計画と変化してきた。社会の変革とともに、社会福祉計画の目的や意義も変化してきたといえる。

今日的な社会福祉計画の目的と意義を整理すると、経済優先で進められてきた社会福祉整備が福祉国家の基盤整備として、今日の福祉サービスを支えるとともに、福祉国家批判から福祉社会への転換を経て、国民参加による地域における福祉の実現に向かっている。このための社会福祉計画の策定が求められていると考えられる。

地域における社会福祉の実現には、地方分権と地域住民の参加は不可欠な要素であり、今後の社会福祉計画の課題である。このような社会福祉計画の課題を考察することによって、地方分権とローカルガバナンスの必要性を指摘した。

社会福祉の実践者養成に携わる者として、福祉専門職が国民の期待に応えられるように、微力ながら貢献したいと考える。

引用文献

- i 野口定久『地域福祉論 政策・実践・施術の体系』野口定久著2008年ミネルヴァ書房114－136項
- ii 古川孝順『社会福祉原論第2版』古川孝順著2005年誠信書房37項
- iii 澤井勝『地域福祉計画ガバナンス時代の社会福祉計画』武川正吾編2005年有斐閣243－246項

- iv 野口定久『地域福祉論 政策・実践・施術の体系』野口定久著2008年ミネルヴァ書房210－215項
- v 武川正吾『地域福祉の主流化』武川正吾著2006年法律文化社 2項
- vi 武川正吾『地域福祉計画ガバナンス時代の社会福祉計画』武川正吾編2005年有斐閣32項

参考文献

- 1) 宮田和明『現代日本社会福祉政策論』1996年ミネルヴァ書房
- 2) 野口定久編集『福祉国家の形成・再編と社会福祉政策—日本福祉大学 COE プログラム企画』2006年中央法規
- 3) Bowles, Samuel, and Herbert Gintis, Social Capital and Community Governance, Economic Journal, 112 (November), 2002

(2009年5月20日受付)

(2009年7月24日受理)

